〈要支援〉

1単位=10.84円 4級地 みかん

(女人)及/						みかん
サービス内容	サービス提供時間	単 位	基本料金	1割負担の 方	2割負担の 方	3割負担の 方
予防訪問看護Ⅰ-1・ 時間内	1回につき20分未満	303	3284	329	657	986
予防訪問看護 I -2· 時間内	1回につき30分未満	451	4888	489	978	1467
予防訪問看護 I -3· 時間内	1回につき30分以上 1時間未満	794	8606	861	1722	2582
予防訪問看護 I -4· 時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1,090	11815	1182	2363	3545
理学療法士による 介護予防訪問看護費	1回につき20分以上 1日に2回を超えた場合1回につき 50/100に相当する単位数を算定 利用開始12月超の利用者に介護予 防訪問看護を行った場合は、1回につ き5単位を減算	284	3078	308	616	924
初回加算(I)	新規に訪問看護を提供した場合	350	3794	380	759	1139
初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護を提供した場合	300	3252	326	651	976
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6504	651	1301	1952
特別管理加算 I (1ヶ月につき1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500	5420	542	1084	1626
特別管理加算 II (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理などを受けて いる状態や真皮を超える褥瘡の状態 であること	250	2710	271	542	813
緊急時介護予防問看護加 算 I	1ヶ月につき1回算定	574	6222	623	1245	1867
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が一人 の利用者に訪問看護を行った場合に 算定	254	2753	276	551	826
複数名訪問看護加算 I (30分以上)	1回につき複数名の看護師等が一人 の利用者に訪問看護を行った場合に 算定	402	4357	436	872	1308
複数名訪問看護加算 Ⅱ (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が一 人の利用者に訪問看護を行った場合 に算定	201	2178	218	436	654
複数名訪問看護加算 II (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が一 人の利用者に訪問看護を行った場合 に算定	317	3436	344	688	1031
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分 以上の場合算定	300	3252	326	651	976

【利用者利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切捨て)

- ○○円-(○○円×(0.9 0.8 0.7)(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)
- ※負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7
- ※准看護師による看護料金は、上記料金と多少異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※「緊急時訪問看護加算 I 」「特別管理加算 I・II 」は区分支給限度基準額に含まれないサービスとなります。

保険適応外のサービス実施のご利用料 (税抜き)

- 1 エンゼルケア 20,000円
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する
- 自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1キロ当たり100円とする